

2 花巻市定住促進住宅取得等補助金の交付対象者を拡充しました

花巻市定住促進住宅取得等補助金（以下、「住宅取得等補助金」）は、岩手県外から本市へ移住し、空き家バンクを利用して空き家を取得又は賃借した方や、子育て世帯で住宅を購入した方へ、引っ越し代やリフォーム代などの経費を支援する制度です。これまで補助対象者は、岩手県外からの移住者のみでしたが、平成29年5月18日より、農業に従事する予定の方については、岩手県外からの移住という補助要件を外し、岩手県内から移住した方も支援の対象とすることとしました。

住宅取得補助金では「市内に転入し住民登録をした日から2年以内に住宅取得又は空き家取得すること」という補助要件があります。当市は住宅取得等補助金とは別に平成29年5月17日から、就農することを目的に市外から移住した方で、農業技術等の習得のため、市内の農家で農業研修を受ける方については、農業研修期間（2年以内）の家賃を補助（家賃の2分の1以内で月額2万円が上限）する制度を開始しています。従いまして、就農することを目的に市外から移住して、農業研修を受けられる方については、当初2年間はこの家賃補助を受けて農業研修を受け、その後住宅取得する方も見込まれることから、このように、この農業研修を修了した方については、住宅取得等補助金の「市内に転入し住民登録した日から2年以内に住宅取得又は空き家取得すること」という補助金交付要件を、「研修終了後1年以内に住宅取得又は空き家取得すること」と読みかえ、農業研修支援事業により最大2年間の家賃補助を受けた後、1年以内に市内の住宅取得又は空き家取得すれば、住宅取得補助金による支援を受けられるようにしました。

また、住宅取得等補助金は花巻市独自の補助金ですが、岩手県でも平成29年3月30日より空き家バンクを利用した県外移住者の住宅取得等についてのリフォーム補助を行う移住促進事業費補助金を導入しています。花巻市の住宅取得補助金は岩手県の行う移住促進事業費補助金と併せて利用できますので、県の移住促進事業費補助制度を利用できる方については、本市の住宅取得等補助金最大200万円に加え、県の移住促進事業費補助金で最大20万円の支援を受けることができます。

1 主な拡充内容

① 補助金交付対象者

県外から移住される方に加えて、農業に従事する予定で岩手県内から移住し、住宅取得又は空き家バンクを利用して空き家取得した方を補助金交付対象者に追加

② 農業に従事する予定の方の補助金交付対象要件

(1) 市外から市内に転入し農業に従事する予定の方で花巻市農業研修支援事業補助金交付要綱に定める研修を修了した方

研修終了後1年以内に住宅取得又は空き家取得した当該住宅の所在地に住民登録し、かつ、農地を取得又は賃借し5年以上定住のうえ農業に従事すること

* この場合、研修を始めた月から花巻市農業研修支援事業補助金により最大24ヶ月住居補助を受けた後、花巻市定住促進住宅取得等補助を受けることができる

(2) 市外から市内に転入し農業に従事する予定の方で(1)以外の方

市内に転入し住民登録した日から原則として2年以内に住宅取得又は空き家取得した当該住宅の所在地に住民登録し、かつ、農地を取得又は賃借し5年以上定住のうえ農業に従事すること

③ 補助上限額

- (1) 岩手県外から移住し、空き家バンクを利用して空き家取得した方
- ・花巻市定住促進住宅取得等補助金により最大200万円
 - ・岩手県移住促進事業費補助金の対象になる場合、最大20万円
- 合わせて最大220万円の補助
- (2) 岩手県外から移住し、空き家バンクを利用して空き家賃借した方
- ・花巻市定住促進住宅取得等補助金により最大100万円
 - ・岩手県移住促進事業費補助金の対象となる場合、最大20万円
- 合わせて最大120万円の補助
- ※花巻市の補助金の補助率は現行どおり補助対象経費の2分の1。

※詳細は、別添資料をご覧ください

<担当 地域振興部 定住推進課 24-2111 内線213>

■ 交付対象者、補助対象要件及び補助額

交付対象者		交付対象要件	補助率及び補助上限額
岩手県外からの定住	中学生以下の子（交付対象者の子に限る。）と同居している住宅取得者（交付対象者又は交付対象者の配偶者が妊娠している場合（母子健康手帳の交付を受けている場合に限る。）を含む。）	市内に転入し住民登録した日から2年以内に住宅取得した当該住宅の所在地に住民登録し、かつ、5年以上定住すること	補助対象経費の2分の1とし、200万円を上限とする。（その額に1千円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額）
	空き家取得又は空き家賃借した者	市内に転入し住民登録した日から2年以内に空き家取得又は空き家賃借した当該住宅の所在地に住民登録し、かつ、5年以上定住すること	補助対象経費の2分の1とし、空き家取得にあつては200万円、空き家賃借にあつては100万円を上限とする。（その額に1千円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額） ※岩手県の移住促進事業費補助金（上限20万円）が加算される場合があります
	農業に従事する予定で、住宅取得又は空き家取得した者	市内に転入し住民登録した日から原則として2年以内に住宅取得又は空き家取得した当該住宅の所在地に住民登録し、かつ、農地を取得又は賃借し5年以上定住のうえ農業に従事すること。ただし、花巻市農業研修支援事業補助金交付要綱（花巻市告示第208号）に規定する研修を終了した者にあつては、市内に転入し住民登録した日から原則として2年以内との条件を研修終了後1年以内に読みかえるものとする。	補助対象経費の2分の1とし、200万円を上限とする。（その額に1千円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額） ※岩手県の移住促進事業費補助金（上限20万円）が加算される場合があります
岩手県内からの定住	農業に従事する予定で、住宅取得又は空き家取得した者	市内に転入し住民登録した日から原則として2年以内に住宅取得又は空き家取得した当該住宅の所在地に住民登録し、かつ、農地を取得又は賃借し5年以上定住のうえ農業に従事すること。ただし、花巻市農業研修支援事業補助金交付要綱（花巻市告示第208号）に規定する研修を終了した者にあつては、市内に転入し住民登録した日から原則として2年以内との条件を研修終了後1年以内に読みかえるものとする。	補助対象経費の2分の1とし、200万円を上限とする。（その額に1千円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額）